

国立大学法人大分大学医療安全監査委員会規程

平成29年3月27日制定

平成29年規程第42号

(設置)

第1条 国立大学法人大分大学に、医学部附属病院（以下「本院」という。）の医療安全管理業務に係る監査及び評価（以下「監査等」という。）を行うため、国立大学法人大分大学医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務の委任)

第2条 学長は、委員会に係る業務（委員会の設置並びに委員会名簿及び委員の選定理由について記載した書類の提出に係る業務を除く。）について、大分大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）に委任するものとする。

(業務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医療安全管理責任者、大分大学医学部附属病院メディカル・リスクマネジメント委員会、医療安全管理部、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者等の業務が適切に行われているかどうかについて、病院長に報告を求めること。
- (2) 前号に規定する業務に関し、実地の確認を行うこと。
- (3) 学長又は病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講じるよう求めること。
- (4) 医療安全管理に係る監査業務の実施結果について公表すること。
- (5) その他医療安全管理の監査及び評価に関し必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
 - (2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（前号の委員を除く。）
 - (3) その他学長が必要と認める者
- 2 委員会の構成は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。
- (1) 委員が3人以上であること。
 - (2) 委員長及び委員の半数を超える数は、本院と利害関係を有しない者から選任すること。
 - (3) 前項1号及び2号に規定する委員は、本院と利害関係を有しない者とする。
- 3 第1項第1号及び第2号の委員は、病院長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 4 第1項第3号の委員は、病院長の推薦に基づき、学長が指名する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号委員のうちから、学長が指名する。

2 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

7 委員会は、年2回以上開催するものとする。

(委員名簿及び委員選定理由の公表等)

第7条 学長は、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出するものとする。

2 学長は、委員名簿及び選定理由を公表するものとする。

(秘密保持義務)

第8条 委員会の委員若しくは委員会の監査等業務に従事する者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該監査等業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(活動の自由及び独立の保障)

第9条 学長及び病院長は、委員会の業務が適正かつ公正に行えるよう、委員会の活動の自由及び独立を保障する。

(事務)

第10条 委員会の事務は、関係部局等の協力を得て、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規程第7号)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。